## 清瀬市防犯カメラの設置及び運用に関する条例(素案)に対して提出された 意見等の概要及び意見に対する市の考え方

平成27年4月1日から平成27年4月21日までの間、清瀬市防犯カメラの設置及び運用に関する条例(案)に対する意見募集を行った結果、3人の方から意見が提出されました。

そこで、これらの意見を適宜要約し、項目ごとに整理したうえで、意見に対する市の考え方を取りまとめましたので、清瀬市パブリックコメント実施要綱第 8条及び第9条の規定により次のとおり公表します。

意見等の概要	意見件数	回答
第8条に「配慮」とありますが		ここで規定している配慮とは、本
設置者等の判断によると読める		人からの自己映像データの開示請
ため不安に思います。		求があった場合は、他人のプライバ
第3条の基本原則にてらして、必		シーを侵害しない範囲で、開示に配
要と認められる範囲内で「開示し		慮することを規定しているもので
なければならない」と明確に記載		す。例えば、何らかの開示請求があ
するべきだと思います。		り、合理的な理由によって開示する
		場合において、記録データに当事者
		のみであれば、ご指摘の意見も十分
	1	に取り入れていきたいと考えてお
		りますが、複数人の記録データとな
		っている場合、他人に対しても配慮
		して行く中で、データ開示を行なっ
		ていかねばならないと考えていま
		す。
		これにつきましては、前条第7条の
		規定にも関連してきますが、可能な
		限りプライバシー保護の実現を目
		的としています。
何時も、危険な思いをしていま		今回の「清瀬市防犯カメラの設置
す。それは、たばこポイ捨てで、		及び運用に関する条例(案)」につ
自宅に、たばこの火が付いたま	1	きましては、民宅地に個人が設置す
ま、シャッターの隙間から、投げ		る防犯カメラに対するものではな
込んで来たり、上の隙間が、大き		く、公の道、公園、広場、市庁舎な

く空いているので、そこから、投 げ込んで来たり、玄関の一番上段 に投げ込んだりして来て、大変、 危険と隣り合わせで、怖い思いを 何時も、しています。

是非、防犯カメラは、必需品になります。購入したら、とても、高くて、購入が出来ない為、宜しくお願い申し上げます。本当に助けて下さい。御願いします。

ど俗に言う公共施設での設置に関し、犯罪の抑止効果と個人のプライバシー保護の両面を実現するために、規定していきたいと考えておりますので、ご協力の程お願い致します。

防犯カメラの設置は子供たちの 防犯対策また自動車・自転車事故 に対する証拠能力ともなるもの で積極的に設置を推進されるよ う望みます。特に最近、登下校時 の子供たちに対する嫌がらせ行 為が散見されるので通学路への 設置は必要かつ緊急に行うべき だと思います。同じ理由で公園、 特に外から見えにくい公園に設 置することも必要かつ緊急に行 うべきです。設置及びデータの確 認等は公的機関が行うのが前提 です。

一方で、防犯カメラのデータは誤って流出等によりSNSにアップされる事態になればたいへん重大な人権侵害につながる恐れがありますので、故意または重大な過失によってデータが流失し、第三者が認知できるような状態になった場合には過料または罰金等、罰則規定を設ける必要があると思います。以上です。ご検討をお願いいたします。

まず、今回制定する予定である 「清瀬市防犯カメラの設置及び運 用に関する条例(案)」につきまし ては、犯罪の抑止効果や事件等の早 期解決を図る目的と併せ、撮影され る不特定多数の市民等に対するプ ライバシー保護の両面の観点から 制定をしていきたいと考えていま す。こうした中で、ご指摘いただい ている通学路や公園におけるカメ ラの設置については、警察等関係機 関と連携する中で研究してまいり ます。また、防犯カメラのデータ管 理においては、第6条では管理者の 責務、第7条では映像データの情報 提供の制限、第8条では映像データ の開示と総体的に適正な管理を規 定しております。なお、細部につい ては規則で検討していきたいと考 えています。

1